

議 案 第 19 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法の改正に伴い、接道規制の適用除外の認定申請に係る手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表指定道路調書の写しの交付の項中「1枚」を「1件」に改める。

別表第4第2項の表中「第85条第5項」を「第85条第5項又は第6項」に改め、別表第4第5項の表中

「

2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円
------------------------------------	-------------------------	---------------

」を

「

2 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 28,000円
2の2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円

」に、

「

29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
---------------------------------------	----------------	----------------

」を

「

29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
29の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 160,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。